剰余金処分案の承認について

剰余金処分案
（第26期）

（単位：円）

科　　目	金　　額
1　当期未処分剰余金	1,397,499,729
2　任意積立金取崩額	12,865,879
教育文化活動積立金取崩額	12,865,879
3　剰余金処分額	443,264,409
（1）任意積立金	172,496,931
特別積立金	100,000,000
税効果会計調整積立金	72,496,931
（2）出資配当金	82,741,788
（3）事業分量配当金	188,025,690
4　次期繰越剰余金	967,101,199

［注］　1．出資配当は年4.0％の割合です。（合併25周年記念配当　年1.0％含む）

2．事業分量配当の基準は次のとおりです。

(1) 当座性貯金の平均残高に対し、年0.02％の割合です。
ただし、決済用貯金は除きます。
(2) 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07％の割合です。
ただし、特別金利適用分は除きます。
(3) 貸出金の受取利息に対し、年5.0％の割合です。
ただし、貸出金利 年1.03％未満は除きます。

3．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額 19,000千円が含まれています。

4．任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準等は別表のとおりです。残高は令和５年３月31日現在のものです。

＜別表＞

種　　類	事業基盤強化積立金
積立目的	組合の事業及び経営の改善発達のために積み立てる。
積立基準	当期末の総資産残高（減価償却累計額控除）の100分の１
取崩基準	新たな事業機能への対応、または組合員サービス・体制の充実（機械化投資や職員教育等）への支出のほか、支店等における建て替えに伴う建設費、修繕費、その他関係費用の支出に充てる場合に取り崩すことができる。
残　　高	5,485,324,988円

種　　類	都市農業振興積立金
積立目的	都市農業の振興を目的に積み立てる。
積立基準	当期末の貯金残高の1000分の1
取崩基準	都市農業を振興するために支出した費用を取り崩すことができる。
残　　高	495,403,112円

種　　類	教育文化活動積立金
積立目的	組合員、役職員の教育文化活動を活発に実施するために積み立てる。
積立基準	組合員数（年度末）× 20,000円
取崩基準	教育文化活動に支出した費用を取り崩すことができる。
残　　高	559,185,879円

種　　類	税効果会計調整積立金
積立目的	税効果会計における繰延税金資産の将来の減少リスクに備えるために積み立てる。
積立基準	各年度における繰延税金資産の額（繰延税金負債控除前）を上限とする。
取崩基準	税効果会計調整積立金が繰延税金資産の額を超えた年度において、その超過額を取り崩す。
残　　高	727,860,924円